

訓戒等に関する訓令を次のように定める。

昭和31年6月12日

防衛庁長官 船 田 中

訓 戒 等 に 関 す る 訓 令

改正

昭和33年	12月22日	庁訓第111号
昭和36年	7月28日	庁訓第43号
昭和37年	11月1日	庁訓第73号
昭和59年	6月30日	庁訓第37号
平成元年	3月4日	庁訓第6号
平成12年	6月29日	庁訓第83号
平成13年	1月6日	庁訓第2号
平成18年	3月27日	庁訓第12号
平成18年	7月28日	庁訓第83号
平成19年	1月5日	庁訓第1号
平成19年	3月27日	省訓第10号
平成19年	8月30日	省訓第145号
平成27年	10月1日	省訓第39号
平成30年	3月26日	省訓第15号
令和3年	4月20日	省訓第22号

(目的)

第1条 この訓令は、隊員及び一般職に属する職員（防衛省に勤務する国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条に規定する一般職に属する国家公務員をいう。以下同じ。）の規律違反に対して行う訓戒及び注意（以下「訓戒等」という。）について定めることを目的とする。

(訓戒等)

第2条 隊員の規律違反があつた場合に、当該違反が軽微であつて自衛隊法（昭和29年法律第165号）第46条に規定する懲戒処分を行うまでに至らないと認めるとき及び一般職に属する職員の規律違反があつた場合に、当該違反が軽微であつて国家公務員法第82条に規定する懲戒処分を行うまでに至らないと認めるときは、当該職員の懲戒権者及びその指示又は承認を受けた者（以下「懲戒権者等」という。）は、当該職員に対して、訓戒を行うことができる。

2 前項の場合において、訓戒を行うまでに至らないがこれを不問に付することも適当でないときと認めるときは、懲戒権者等は、当該職員に対して、注意を行うことができる。

3 第1項の規定により訓戒を行つた者が当該職員の身分上の所属先の部隊等（防衛省本省の内部部局、施設等機関、幕僚監部、情報本部、防衛監察本部及び地方防衛局並びに防衛装備庁を含む。以下この項中同じ。）の長でない場合には、その者は、第3条第1項の訓戒書の写を送付して、当該部隊等の長に通知しなければならない。

(訓戒等の手続)

第3条 懲戒権者等は、前条の規定により訓戒等を行う場合には、当該職員に訓戒の場合にあつては訓戒書（別記様式第1）を、注意の場合にあつては注意書（別記様式第2）を交付して訓戒等の申渡しを行うものとする。

2 前項の規定による訓戒等の申渡しは、懲戒権者等みずから当該職員に当該訓戒等の内容を申し渡して行わなければならない。ただし、やむをえない事情がある場合には、職務執行上当該懲戒権者等の次位にある職員に命じて訓戒等の申渡しを行わせ、又は訓戒の場合にあつては訓戒書を、注意の場合にあつては注意書を当該職員に送付して訓戒等の申渡しに代えることができる。

（訓戒簿）

第4条 懲戒権者等は、第2条第1項の規定により訓戒を行った場合には、訓戒簿（別記様式第3）にその旨を記載しなければならない。

（記載の消除）

第5条 訓戒を受けた者が、その申渡しを受けた日から起算して6月を経過した時点までの間において、他の訓戒を受けなかつた場合には、当該訓戒を行った懲戒権者等は、直ちに訓戒簿の当該記載を消除しなければならない。

2 訓戒を受けた者が、当該訓戒に関し訓戒簿に記載されている期間内に他の訓戒を受けた場合には、これらの訓戒に関する訓戒簿の記載は、当初の訓戒の申渡しを受けた日から起算して1の訓戒につき6月の割合で計算して得た期間を経過した日において消除するものとする。

（報告）

第6条 懲戒権者等は、3佐以上の職員若しくは4級以上（任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号）第2条第6号に規定する4級以上をいう。）の職員に対し訓戒を行ったとき又は1佐以上の職員若しくは7級以上（同訓令別表に掲げる行政職俸給表（一）7級及びこれに対応する各俸給表の職務の級以上並びに一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第11の指定職俸給表並びに一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）第7条第1項の俸給表並びに一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）第6条第1項の俸給表をいう。）の職員に対し注意を行ったときは、同訓令第53条第2項又は第76条に規定する上級の懲戒権者に順序を経て報告を行うものとし、その報告要領は、次の各号の表の区分による。

(1) 被処分者が陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の隊員の場合

報告先	報告書の様式	報告の時期
（陸上総隊司令官及び当該方面総監） 当該幕僚長 防衛大臣	別記様式第4	処分の都度速やかに

(2) 被処分者が防衛省本省の内部部局、施設等機関、統合幕僚監部、情報本部、防衛監察本部又は地方防衛局の事務官等である場合

報告先	報告書の様式	報告の時期
防衛大臣	別記様式第4	処分の都度速やかに

2 陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長は、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊における前項の報告要領に関し必要な事項を定めることができる。

附 則

この訓令は、昭和31年6月12日から施行する。

附 則（昭和33年12月22日庁訓第111号）

- 1 この訓令は、昭和33年12月22日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この訓令施行の際現に訓戒処分簿に記載されている者については、この訓令による改正前の訓戒処分に関する訓令第5条の規定は、当該規定により当該記載の消除がなされる時までその効力を有するものとする。ただし、この訓令施行日以後においては、同条第1項中「他の訓戒処分」とあるのは「他の訓戒」と、同条第2項中「他の訓戒処分」とあり「1の訓戒処分」とあるのは、それぞれ「他の訓戒」及び「1の訓戒」と読み替えるものとする。

附 則（昭和36年7月28日庁訓第43号）

この訓令は、昭和36年8月1日から施行する。

附 則（昭和37年11月1日庁訓第73号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和37年11月1日から施行する。

附 則（昭和59年6月30日庁訓第37号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（平成元年3月4日庁訓第6号）（抄）

- 1 この訓令は、平成元年3月4日から施行する。
- 5 この訓令の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（平成12年6月29日庁訓第83号）

この訓令は、平成12年6月29日から施行する。

附 則（平成13年1月6日庁訓第2号）（抄）

- 1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成18年3月27日庁訓第12号）（抄）

- 1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年7月28日庁訓第83号）（抄）

- 1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。
- 4 この訓令の施行の際に現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上で使用することができる。

附 則（平成19年3月27日省訓第10号）

- 1 この訓令は平成19年3月27日から施行する。

附 則（平成19年9月30日省訓第145号）

- 1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日省訓第39号）（抄）

- 1 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日省訓第15号）（抄）

- 1 この訓令は、平成30年3月27日から施行する。

附 則（令和3年4月20日省訓第22号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和3年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第1（第3条関係）

訓 戒 書			発 簡 番 号
所 属	官職階級等	氏 名	発簡年月日
下記の規律違反の行為があり、訓戒等に関する訓令第2条第1項に該当すると認められるので訓戒する。			
記			
規律違反の行為			
官職階級等 氏 名			

別記様式第2（第3条関係）

			発簡番号 発簡年月日
注 意 書			
所 属	官職階級等	氏 名	
下記の規律違反の行為があり、訓戒等に関する訓令第2条第2項に該当すると認められるので、今後再びこのようなことのないよう注意する。			
記			
規律違反の行為			
			官職階級等 氏 名

別記様式第3（第4条関係）

訓 戒 簿

番 号	年度訓戒第 号
被 訓 戒 者 の 官職階級等氏名	
訓 戒 年 月 日	
訓 戒 の 理 由	
備 考	

別記様式第4（第6条関係）

訓 戒 等 報 告 書

- 1 違反行為者 所属官職氏名年令
- 2 処分の種類
- 3 処 分 者 所属官職氏名年令
- 4 処分年月日
- 5 規律違反の行為
- 6 規律違反の原因
- 7 参 考 事 項
  - (1) 入隊年月日
  - (2) 既往処分 年月日 種類 程度
  - (3) 関係被処分者 官 職 氏 名 処分年月日 種 類  
程 度
  - (4) その他

- (注) (1) 規律違反の行為は冒頭に（ ）を付した違反態様を記入の後その具体的内容を簡明に記載するものとする。
- (2) 規律違反の原因は当該規律違反を犯すに至った直接かつ主たる原因を一つ記載するものとする。